

副本

副本



令和2年(不)第12号近畿大学事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人近畿大学

答 弁 書

令和2年 4 月 1 日

大阪府労働委員会 御中

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目3番18号

中之島フェスティバルタワー19階

玉越法律事務所(送達場所)

電 話 06(6209)2177

F A X 06(6209)2178

被申立人代理人

弁護士 玉 越 久 義



弁護士 春 木 由 香



弁護士 安 達 貴 大



〒530-0017 大阪市北区角田町8-1

梅田阪急ビルオフィスタワー35階

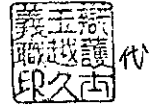
弁護士法人西村あさひ法律事務所

電 話 06(6366)3026

F A X 06(6366)3014

被申立人代理人

弁護士 井 垣 太 介



〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

学校法人近畿大学内

電 話 06 (4307) 3011

F A X 06 (6721) 2556

被申立人代理人

弁護士 新 井 健



第1 請求する救済の内容に対する答弁

申立人の申立はいずれも棄却する。

との命令を求める。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実についての認否

追って書面にて認否反論を行う。

第3 被申立人の主張

追って書面で詳述する。

以 上